

市会議案第 2 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 川本 均

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和43年吹田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第83条第1項中「出席委員」の次に「（吹田市議会委員会条例（昭和38年吹田市条例第8号）第12条の2第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により出席する委員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「の委員」の次に「（オンラインにより出席している委員を除く。）」を加える。

第91条に次の2項を加える。

- 2 分科会又は小委員会の委員長は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、分科会又は小委員会の委員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインにより、又はオンラインを併用して分科会又は小委員会を開催することができる。
- 3 分科会又は小委員会の委員は、オンラインにより分科会又は小委員会に出席することを希望するときは、分科会又は小委員会の委員長の許可を得なければならない。

第107条を次のように改める。

（委員長の発言等）

第107条 委員長は、委員として発言するときは発言が終わるまでの間、討論をするときはその議題の表決が終わるまでの間、委員長として議事進行を行うことができない。

- 2 委員長は、前項の規定により委員長として議事進行を行わないときは、オンラインにより出席している場合を除き、委員席に着くものとする。

第116条中「委員」の次に「（オンラインにより出席している委員を除く。）」を加える。

第118条第2項中「投票」の次に「（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）」を加える。

第119条第1項中「投票」の次に「（オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法）」を加え、同条第2項中「記名投票と」を「記名投票及び」に改める。

第156条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 招集権者は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、構成員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインにより、又はオンラインを併用して協議等の場を開催することができる。
- 5 構成員は、オンラインにより協議等の場に参加することを希望するときは、招集権者の許可を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第83条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第91条 -----略-----</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第107条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席につき発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。</p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第83条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員 <u>(吹田市議会委員会条例(昭和38年吹田市条例第8号)第12条の2第1項に規定するオンライン(以下「オンライン」という。))により出席する委員を含む。以下同じ。)</u> が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員 <u>(オンラインにより出席している委員を除く。)</u> に出席を求めることができる。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第91条 -----略-----</p> <p>2 <u>分科会又は小委員会の委員長は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、分科会又は小委員会の委員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインにより、又はオンラインを併用して分科会又は小委員会を開催することができる。</u></p> <p>3 <u>分科会又は小委員会の委員は、オンラインにより分科会又は小委員会に出席することを希望するときは、分科会又は小委員会の委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(委員長の発言等)</p> <p>第107条 委員長は、委員として発言するときは発言が終わるまでの間、討論をするときはその議題の表決が終わるまでの間、委員長として議事進行を行うことができない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(不在委員)</p> <p>第116条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第118条 -----略-----</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第156条 } -----略-----          5 }          3 }</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>2 <u>委員長は、前項の規定により委員長として議事進行を行わないときは、オンラインにより出席している場合を除き、委員席に着くものとする。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第116条 表決の際会議室にいない委員<u>(オンラインにより出席している委員を除く。)</u>は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第118条 -----略-----</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票<u>(オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法)</u>で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第119条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票<u>(オンラインにより、又はオンラインを併用して開催する委員会にあつては、委員に賛否を発言させる方法)</u>で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票及び無記名投票</u>の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第156条 } -----略-----          5 }          3 }</p> <p>4 <u>招集権者は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、構成員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインにより、又はオン</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>ラインを併用して協議等の場を開催することができる。</u></p> <p><u>5 構成員は、オンラインにより協議等の場に参加することを希望するときは、招集権者の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>6 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>